

簡易型積算線量計によるモニタリングの実施（55校以外）について

【目的・概要】

- 福島県内の学校等（既配付55校を除く）に簡易型積算線量計（以下「線量計」という。）を配布し、児童生徒等の行動を代表するような教職員等が線量計を携帯することにより、児童生徒等の受ける放射線量を継続的に把握する。

【具体的計画】

- 原則、全ての学校等（既配付55校を除く）に線量計を1個ずつ配付する。
- 各学校等においては、既にモニタリング調査を行っている55校等と同様に、児童生徒等と行動をとる教職員（交代可）が線量計を身に付け、始業時及び終業時の積算線量の数値を確認し、その時間と数値等を記録用紙に記録・保存する。
- 県教育委員会は、以下の事項について、1ヶ月に1回文部科学省に報告する。
 - ① 各学校等の1ヶ月間の活動における単位時間当たりの積算線量($\mu\text{Sv}/\text{時間}$)の平均値。
 - ② 市町村ごとの1ヶ月間の学校等の活動における単位時間当たりの積算線量($\mu\text{Sv}/\text{時間}$)の平均値、最大値及び最小値。
 - ③ 各学校等の1ヶ月間の活動における単位時間当たりの積算線量($\mu\text{Sv}/\text{時間}$)が大きい順に上位10校のモニタリング結果。
- 文部科学省は、上記①のデータを基にマップを作成するとともに、②③と合わせて、1ヶ月毎に原子力安全委員会に報告し、公表する。
- データ集計に当たっては、各市町村教育委員会等が域内の学校等のデータを集約し、県教委が必要なデータを取りまとめる。
- その他、県教育委員会は、文部科学省の要請に応じて、各学校に保存されているモニタリング結果を提供する。
- 測定期間は夏期休業終了（おおむね8月下旬）までの期間を対象とする。
- なお、各学校等においては、保護者等の安心の観点から、モニタリング結果を公表することは構わない。

【配付先（予定）】

空間線量の低い地域においても、学校長等の判断により、屋外活動を制限している現状に鑑み、各学校等の安心の観点から、原則として、福島県内全ての学校等に線量計を配布する。

< 公立学校 >	計 1048校（配付済38校） → 1010校・園
	○ 幼稚園199、小学校495、中学校237、高校95、特別支援22
< 国立学校 >	計 4校（配付済 3校） → 1校
	○ 幼稚園1、小学校1、中学校1、特別支援1
< 私立学校 >	計 176校（配付済 7校） → 169校・園
	○ 幼稚園147、小学校3、中学校7、高校18
< 保 育 所 >	計 571所（配付済 7所） → 564所・園
	○ 認可344、認可外220
< 高等専修学校等 >	計 18校（配付済 0校） → 18校
	○ 専修学校17、各種学校1
	< 合計 1,762 >

※認可外保育所220ヵ所分については、線量計の納品の関係上、1～2週間後に配布。